

※8年度実施の場合

※8年度実施で5年で設定した場合(家畜運搬車は4年で設定)

番号	都道府県	協議会	取組主体	借受者	畜種区分	成果目標	達成手段	現在			目標			増加率 or 削減率	留意事項		
								年度	現状値	単位	算出方法	年度	目標値			単位	算出方法
1	〇〇県	〇〇協議会	〇〇牧場	-	酪農	②国産飼料利用量若しくは飼料作付面積又は単収の3%以上の増加(都府県に限る)	酪農農家の土地を引き受け、飼料保管庫を整備／コンビネーションペーラーを導入することで、飼料作付面積を増加させる	7	10	ha/年	作付面積の実績値 ※飼料増産計画、国産飼料給与割合計算表などを参考に算出	13	10.5	ha/年	作付面積の実績値	5%	【利用量】 ・増頭羽により給与量が増加する取組でも可。 【面積】 ・基本的に作付面積全体で目標設定するが、牧草→とうもろこしへの転換など、高栄養作物種等への転換の場合は、一つの作物種(この例で言えばとうもろこし)に限定した面積の目標も可。 ・二期作、二毛作に取り組む場合、その延べ面積として良い。 【根拠資料】 ・実際に取組が行われたかについては、作業日誌等で確認。 【単収】 ・単収の場合は、特定の作物種1つを選択し目標設定する。なお、作付面積については、現状を下回らないこと。 ・(単収で目標設定した場合)新規就農や新たに飼料生産に取り組む場合、現状値は0ではなく、地域の平均単収等から設定する。
2	〇〇県	〇〇協議会	〇〇牧場	-	酪農	③温室効果ガス排出量の5%以上の削減	ロータリー付きの堆肥舎を整備／スクリー式攪拌装置を導入することで、堆肥を強制発酵させ、経産牛1頭当たりの温室効果ガスの排出量を削減する	7	1.8	t-CO2/頭	排せつ物由来の温室効果ガス排出量(t-CO2)/経産牛飼養頭数(頭)	13	0.3	t-CO2/頭	温室効果ガス排出量(t-CO2)/飼養頭数(頭)	-83%	・基本的に配布した計算シートにより、GHG削減量を算出。 ・計算シートが対応しているGHG削減の方法は以下のとおり。 【排せつ物処理関係】 1)開放型強制発酵 2)密閉型強制発酵 3)メタン発酵 4)放牧 など 【飼料添加関係】 1)3-NOP(3-ニトロオキシプロパノール) 2)カンシューナッツ殻液(商品名:ルミナツ) 3)アミノ酸バランス飼料※後ほど計算式を対応予定
3	〇〇県	〇〇協議会	〇〇牧場	-	肉用牛(繁殖)	③温室効果ガス排出量の5%以上の削減	肥育牛舎とセットで自動給餌機を導入し、カンシューナッツ殻液由来の補助飼料を給与することで、肥育牛1頭当たりの温室効果ガスの排出量を削減する	7	3.3	t-CO2/頭	呼吸由来の温室効果ガス排出量(t-CO2)/肥育牛年間出荷頭数(頭)	13	3.7	t-CO2/頭	呼吸由来の温室効果ガス排出量(t-CO2)/肥育牛年間出荷頭数(頭)	12%	・方法論は、飼安法に基づき効果が認められたものや、Jクレジット等の客観的なエビデンスに基づくものである必要があるため、上記以外の方法については、具体的な計算方法とともに相談されたい。 ・なお、脂肪酸カルシウムについては、上記のエビデンスが示されておらず、対象外。 ・目標は、単位当たりの排出量とし、規模縮小(頭数減少・堆肥生産量減少)による排出量削減は認められない。 ・新たに経営を開始する場合、目標年度の経営規模で、仮に排出量削減の取組を行わなかった場合の排出量(見込値)を現状値として目標設定をすること。
4	〇〇県	〇〇協議会	(有)〇〇農場	-	養豚	④家畜ふん尿の堆肥化による販売単価又は販売量の5%以上の増加	豚舎を整備し、繁殖母豚を増頭するとともに、縦型コンポストの整備及びペレット化装置の導入による、良質な堆肥を生産する。合わせて、販売先のを拡大を図り、堆肥販売量を増加させる	7	10	t/年	販売実績値 ※販売計画、販売実績などを参考に算出	13	10.5	t/年	販売実績値	5%	・堆肥の自家利用量を増加させる場合は、その分、削減した化学肥料等の購入額を実質的な堆肥販売額として計上しても良い。 ・福わら堆肥交換を実施する場合、福わらは有価物であると整理し、実質的に販売したと見なして良い。 ・新規就農又は新たに本取組を開始する場合、販売単価の現状値は、ゼロではなく、地域等の平均値(額)とする。
5	〇〇県	〇〇協議会	〇〇ファーム(株)	-	酪農	⑤家畜ふん尿のエネルギー化による光熱費の5%以上の低減	バンスクレーパーを導入するとともに、バイオガスプラントを整備し、自家消費電力に係る光熱費を削減する	7	150,000	円/月	電力使用量の実績値(10月分) ※領収書、メーカーの実績例などを参考に算出	13	130,000	円/月	電力使用量の実績値(10月分)	-13%	・鶏糞ボイラーで暖房費を削減するという成果目標の場合、生産施設の暖房に係る施設についても補助対象として良い。 ・新規就農又は新たに本取組を開始する場合、電力使用量の現状値は、ゼロではなく、地域等の平均値(額)とする。
6	〇〇県	〇〇協議会	(株)〇〇養鶏場	-	採卵鶏	⑥飼養管理のために雇用する人数又は人件費の5%以上の増加	規模拡大とともに、農場の分割管理による生産体系を構築するため、飼養衛生管理区域ごとに堆肥処理に必要な堆肥舎を新たに整備する。合わせて当該堆肥舎にロータリー式攪拌装置を導入し、良質な堆肥製造に必要な人員として雇用を1人増やす。	7	10	人/年	雇用実績 ※青色申告、賃金台帳、給与規定、雇用契約書などを参考に算出	13	11	人/年	雇用実績	10%	・人件費は経営全体の人件費でも個人の人件費でも可。 ・人件費は、給与、賞与や福利厚生費など、個別項目での読み替えも可。 ・役員報酬、家族労働費、ヘルパー等の委託費等の地域の雇用創出という成果目標のコンセプトに添わないものを目標として設定することは不可。
	〇〇県	〇〇協議会	〇〇牧場	-	肉用牛(一貫)	⑥飼養管理のために雇用する人数又は人件費の5%以上の増加	育成舎を整備し、分娩監視装置を導入することで、分娩間隔を短縮し、衛生的に子牛を育てることで、年間生産頭数及びDGを増加し、売り上げを増加させるとともに、給与を引き上げ、熟練スタッフの離職を防ぐ	7	300	万円/年	〇〇の業務に従事する者の給与 ※青色申告、賃金台帳、給与規定、雇用契約書などを参考に算出	13	315	万円/年	〇〇の業務に従事する者の給与	5%	・外国人技能実習生は「人づくり」が目的であり、被雇用者ではなく、地域の雇用創出という成果目標に馴染まない。一方、育成就労制度の趣旨は、「人材確保」であることから、地域への一定の波及効果があるとして、育成就労制度で在留している外国人は、被雇用者として計上して良いこととする。 ・フルタイムの非正規雇用者もカウント可とするが、パートタイムなどの断片的な労働力については、その積上げにより人数をカウントするものとする。 ・新規就農又は新たに雇用を開始する場合、人件費の現状値は、ゼロではなく、地域等の平均値(額)とする。
7	〇〇県	〇〇協議会	〇〇牧場	-	乳肉複合	⑦直売等への提供量の5%以上の増加	6次化に取り組む農家が、畜産物加工施設を整備／乳製品加工機械装置を導入し、直売する畜産物加工品の量を増加させる	7	3.7	t/年	直売所への搬入実績	13	4	t/年	直売所への搬入実績	8%	・6次化や有機認証取得等の取組により、生産物を自家販売している場合は、その販売量を提供量に計上して良い。 ・他者の直売所への提供も可。
8	〇〇県	〇〇協議会	〇〇農場	-	養豚	⑧農場HACCP取得等による販売量又は単価の5%以上の増加	オールインオールアウト及び省力化のための生産体系を実現するため、自動給餌機を伴う豚舎を新たに整備する。また、農場HACCPを取得による衛生管理の高度化を図り、疾病発生リスクを低減させる。これにより、日増体量や肉質の向上を目指し、販売単価を増加させる。	7	41,000	円/頭	肉豚販売総額(円/年)÷肉豚年間販売頭数(頭/年) ※販売実績、HACCP認定書、飼養管理日誌などを参考に算出	13	45,000	円/頭	肉豚販売総額(円/年)÷肉豚年間販売頭数(頭/年)	10%	・HACCPの取得は必須ではない。ブランド化の方法論としては、HACCPやGAP等の認証の取得に加え、6次化や有機畜産物生産など付加価値向上の取組もこの成果目標で設定可。 ・AWの成果目標とは異なり、販売量の現状値はブランド化に取り組む前の販売量とする(皆増とはならない)。一般的には、農場HACCP取得により、衛生面の向上による生産量の増加や、認証マークの畜産物への貼付による販売単価の向上などが十分考えられるため。 ・新規就農又は新たに販売を開始する場合、単価の現状値は、ゼロではなく、地域等の平均値(額)とする。 ・単価は、頭羽数当たりの単価のみならず、kg単価でもOK。 ・既に認証取得済みの場合は、認証に加えて、ブランド化など付加価値向上の取組を行うこと。

9	〇〇県	〇〇協議会	〇〇牧場	-	酪農	⑨教育ファームの認証の取得及び来場者数を取組主体等の常時従業員数×20名以上とする	教育ファームの認証はすでに取得しているが、搾乳施設の補改修を行い、暑熱対策のための細霧装置を導入し、衛生管理やアニマルウェルフェア等の向上を図り、小学校の受け入れ回数を増やし、来場者数を20名増加させる	7	500	人/年	来場者数の実績値 (従業員は5名) ※作業日誌などを参考に算出	13	520	人/年	来場者数の実績値 (従業員は5名)	4%	・すでに認証を受けている場合は、来場者数を 常時従業員数×20人以上とする 目標だけで良い。 ・従業員数が現状よりも減る、又は、常時従業員一人当たりの来場者数が現状よりも減る 目標の場合は、目標の妥当性を確認 こととする。 ・認証については、目標年度まで継続する必要がある(毎年度、継続・更新しているかの確認は不要)。 ・常時従業員とは、 家族経営体においては、家族も含むものとする。
10	〇〇県	〇〇協議会	JA〇〇	〇〇	酪農	⑩新規就農者・経営継承者への経営支援チームの体制構築及び3回/年以上の支援会議の開催	既存牛舎を活用して、親子継承するため、牛舎内衛生管理と作業効率の向上による経営改善を図る。具体的には、バークリーナーを改修し、牛と従業員の動線確保のための通路を改修し、換気装置を導入する。これらを円滑に進めるため、継承支援チームを構築し、年3回の支援会議を開催する	7	0	回/年		13	3	回/年	実績値 ※支援チームの規約(設置年月日、構成員など)、作業日誌などで確認	-	・新規就農者・経営継承者の基準は、就業後、5年以内であることとする。 ・法人経営の引継ぎの場合も、 本成果目標を設定可能 。 ・年3回以上の会議については、事業実施後、5年間毎年実施する 必要があり、議事録を残すものとする 。 ・家畜導入の購入方式は、新規就農優先枠(収益性タイプ)のみで認めているため、持続性向上タイプでは不可。 ・親子継承の場合でも、本成果目標を設定可能だが、家畜導入は(リース方式であったとしても)不可。
11	〇〇県	〇〇協議会	(株)〇〇養鶏	-	採卵鶏	⑪動物福祉に配慮して生産された畜産物の出荷量又は販売量の5%以上の増加及び販売単価の5%以上の増加	・平飼いシステムを一部導入することにより、消費者ニーズに応じた高度なアニマルウェルフェアに配慮した鶏卵を生産し、出荷量を増加させる ・アニマルウェルフェアの向上を付加価値として訴求することにより、販売単価を増加させる	7	0	t/年	販売実績 ※販売契約書などを参考に算出	13	20	t/年	販売実績	皆増	・新規就農や新たにAWIに取り組む場合、現状のAW畜産物の 出荷量又は販売量は0 であるため、AWの取組を継続することで、皆増で目標達成が可能。単価は、皆増ではなく、 地域等の平均的な単価を現状値 としたうえで、目標設定する必要。 ・すでに経営全体で、AWIに取り組んでいる場合、販売量は増頭羽により可能だが、販売単価を今より増加させることは困難であると想定されるため、基本的にこの成果目標を選択することができない。
								7	450	円/kg	販売実績 ※販売契約書などを参考に算出	13	550	円/kg	販売実績	22%	・すでに経営の一部でAWIに取り組んでいる農家が、AW対応していない部分の全体(あるいは一部)をAWIに転換する場合、転換分だけを切り出して、販売単価の目標を設定して良い(当該経営内のケージ飼いの単価を現状値として、転換した部分の単価が5%向上すれば良い)。
12	〇〇県	〇〇協議会	〇〇畜産	-	肉用牛(繁殖)	⑫疾病発生率又は事故率の5%以上の低減	出入りに消毒ゲートを整備し、消毒用煙霧機を導入することにより、消毒を徹底し、サルモネラ感染症の発生率を低減する	7	5	%	発生率=発生頭数4頭÷飼養頭数80頭×100 ※飼養管理日誌、繁殖台帳、疾病発生率低減に係る試験場報告などを参考に算出	13	3.75	%	発生率=発生頭数3頭÷飼養頭数80頭×100	-25%	・口蹄疫、豚熱、鳥インフルエンザ等の殺処分が基本となる疾病については、発生すること自体問題であり、目標の算出に含めない。 ・疾病発生率の計算においては、現在の発生率(頭数当たりの発生件数)を基準とし、それに0.95をかけた値以下の目標値を設定する(発生率を10%→5%にするということではない)※事故率も同様の考え方
13	〇〇県	〇〇協議会	〇〇畜産	-	養豚	⑫疾病発生率又は事故率の5%以上の低減	分娩舎を補改修し、冷房装置を導入することにより、適切な飼養環境を整えることで、子豚の圧死や夏場の食欲低下による衰弱死などの事故率を低減する	7	10	%	哺乳期間の事故率=離乳までの死亡頭数÷総産子数×100 ※繁殖台帳、販売実績、事故率低減に係る試験場報告などを参考に算出	13	9.5	%	哺乳期間の事故率=離乳までの死亡頭数÷総産子数×100	-5%	・経営全体の疾病発生率でも特定の1つの疾病発生率でも目標設定可。熱射病も疾病にカウントして良い(暑熱対策の成果目標として、疾病発生率を設定可能)。 ・当該疾病発生率や 事故率 の現状値がゼロの場合、それ以上低減することができないため、成果目標として設定できない。
14	〇〇県	〇〇協議会	〇〇TMRセンター	-	飼料	⑬野生鳥獣による被害面積又は被害件数の5%以上の低減	飼料用草地に鳥獣防除用電牧柵を導入し、被害面積を低減する(鳥獣被害報告書、メーカーカタログなどの実績例など)	7	10	a/年	被害面積の実績値 ※地域の事例、メーカーカタログなどの実績例、鳥獣被害報告書、写真などを参考に算出	13	8	a/年	被害面積の実績値 低減率:(10-8)÷10×100=20%	-20%	【共通】 ・補助対象の施設・機械の効果が期待できない動物種(ネズミ等)による被害はカウント対象外とする。 ・被害面積や被害件数の 現状値がゼロの場合、それ以上低減することができないため、成果目標として設定できない 。 【被害面積】 ・被害面積を切り分けられない場合は、区分できる区画全体が被害を受けたものとして、計算して良い。 例)1ha×10面の草地を保有しており、その内の5面が被害を受けていた場合、柵整備により、被害が4面に減れば20%低減となる。 【被害件数】 家畜であれば被害を受けた頭数、牧草ロールや飼料袋であれば、被害を受けた個数でカウントして良い。被害件数の定量化が難しいものについては、目標設定できない。
15	〇〇県	〇〇協議会	〇〇畜産	-	肉用牛(繁殖)	⑭希少血統の種雄牛造成又は希少血統雌牛の飼養割合を5%以上とする	育種組合等で取り組む希少血統を活用した種雄牛造成の計画交配に協力する発情発見機を導入し、受胎率を高める ※基礎雌牛契約書、授精証明書等で確認	7	0	頭/年	希少血統を活用した計画交配に供した雌牛頭数	13	1	頭/年	希少血統を活用した計画交配に供した雌牛頭数	(+1頭/年)	・希少血統の基準は、繁殖雌牛の父牛として利用の多い種雄牛以外の種雄牛に由来する牛(優良繁殖雌牛更新加速化事業に準拠) ・希少血統種雄牛の精液利用や蒔き牛利用は、成果目標に設定できない。
16	〇〇県	〇〇協議会	〇〇畜産	-	肉用牛(繁殖)	⑭希少血統の種雄牛造成又は希少血統雌牛の飼養割合を5%以上とする	家畜市場から、希少血統の繁殖雌牛を導入することで、近交係数の上昇を抑制しつつ牛群整備を実施する(経営内の希少血統雌牛の割合を10%にする)牛床スプレッターを導入し、適切な飼養管理を行う	7	0	%	希少血統雌牛頭数(0頭)/雌牛飼養頭数(50頭)	13	10	%	希少血統雌牛頭数(5頭)/雌牛飼養頭数(50頭)	(+10%)	・希少血統の基準は、繁殖雌牛の父牛として利用の多い種雄牛以外の種雄牛に由来する牛(優良繁殖雌牛更新加速化事業の別表3に記載のある血統は不可) ・すでに希少血統雌牛の割合が5%を超えている場合は、現状を上回る目標を設定する。
17	〇〇県	〇〇協議会	〇〇畜産	-	肉用牛(肥育)	⑮短期肥育牛又は早期出荷素牛の出荷頭数を全出荷頭数の5%以上とする	新たに肥育期間の短縮に取り組み、出荷月齢を3か月早期化(30か月→27か月)することにより、全出荷頭数の10%を短期肥育牛とする牛衝機を導入し、体重管理を徹底する	7	0	%	短期肥育牛出荷頭数(0頭)/年間出荷頭数(100頭)	13	10	%	短期肥育牛出荷頭数(10頭)/年間出荷頭数(100頭)	(+10%)	・短期肥育牛(黒毛和種・交雑種)の基準は27か月齢以下、早期出荷素牛(黒毛和種・交雑種)の基準は8か月齢以下とする。 ・短期肥育牛には、事故等により想定外に早期出荷した肥育牛は含まない。 ・すでに短期肥育牛、早期出荷素牛の割合が5%を超えている場合は、現状を上回る目標を設定する。 ・目標は品種ごとに設定することとし、交雑種の出荷割合を増やすことで経営全体の短期肥育牛、早期出荷素牛の割合を増やす取組を成果目標に設定することは不可。 ・早期出荷素牛にはスモール出荷は含まれない(出荷子牛の一部をスモール出荷に切り替える取組を成果目標に設定することは不可)。

18	〇〇県	〇〇協議会	〇〇畜産	-	肉用牛(肥育)	⑯家畜市場又はと畜場への出荷日数月15日以上若しくは出荷頭数の5%以上の増加	<p>本地域では肥育農家が多いが(一部一貫経営あり)、自前の運搬手段を持たず、各農家が運送業者に依頼して、運搬していた。しかし、昨今、運送業者が運送料金を上げるとともに、長距離運搬の場合は、休憩時間の確保を理由に運送時間が長くなった(日をまたぐ場合もあり)ことから、運送コストがかかるとともに、適期出荷が困難となり、離農や規模縮小の原因の一つとなっている。このため、協議会事務局であるJAが貸付主体となって家畜運搬車を導入することで、協議会内の取組主体5者に貸し付けて、共同利用することで、肥育牛を計画的に適期出荷し、月15日以上の出荷を実現する。</p>	7	12	日/月	<p>取組主体5者の出荷(運搬)日数の合計 A: 月2日と畜出荷、月1日素牛を導入 B: 月1日と畜出荷、月1日素牛を導入 C: 月1日と畜出荷、月1日素牛を導入 D: 月2日と畜出荷、月1日素牛を導入 E: 月2日と畜出荷 合計12日/月運搬</p> <p>※運送業者への支払伝票や、と畜場への出荷伝票、素牛購入伝票などを参考に、出荷日数の実績を算出</p>	12	16	日/月	<p>取組主体5者の出荷(運搬)日数の合計 A: 月2日と畜出荷、月1日素牛を導入 B: 月1日と畜出荷、月1日素牛を導入 C: 月2日と畜出荷、月1日素牛を導入 D: 月3日と畜出荷、月1日素牛を導入 E: 月3日と畜出荷、月1日共進会(ふれあい祭り等のイベントにも参加)に参加 合計16日/月運搬</p> <p>※家畜運搬体制の改善計画に記載するとともに、報告時は、家畜運搬車の利用簿、販売実績などが必要</p>	33%	<p>【共通】 ・共同利用の場合は、家畜運搬車を活用する全ての畜産農家で算出</p> <p>【家畜市場又はと畜場への出荷日数月15日以上】 ①共同利用で複数の農家で(混載することなく)、同じ日に家畜運搬車を利用(運搬)した場合は、回数×農家数として良い。 ※5農家別々に月3日使用した場合、同日であっても、5×3=月15日 ※1農家が1日に複数回使用しても1日とカウント ②出荷日数には、以下の日数をカウント可 ・運搬に必要な運搬車の管理(点検、車検等) ・共進会などの地域の公共的なイベント ・災害時や緊急時の避難 ③運搬が日をまたぐ場合は、かかった日数でカウント可 ④出荷日数は家畜市場、と畜場の合計でも可(同日運搬は1日とカウント)</p>
19	〇〇県	〇〇協議会	〇〇畜産	-	肉用牛(繁殖)	⑯家畜市場又はと畜場への出荷日数月15日以上若しくは出荷頭数の5%以上の増加	<p>物流の2024年問題の影響で出荷適期にトラックの確保ができず、出荷が数週間遅れるケースが多々あった。家畜運搬車を導入することで、子牛及び育成牛を出荷適期に出荷し、無駄な滞留期間を削減し、年間回転率を高め、出荷頭数を増加させる。</p>	7	100	頭/年	<p>年間出荷頭数の実績値</p> <p>※販売実績、販売計画などを参考に算出</p>	12	110	頭/年	<p>年間出荷頭数の実績値</p>	10%	<p>【出荷頭数の5%以上の増加】 ・出荷頭数には、子牛、育成牛、初妊牛、肥育牛など、家畜市場やと畜場へ出荷する総数(病畜は含めない)</p>

注1: 成果目標は、ブルダウンリストから選択してください。
注2: 選択した成果目標について、現状値及び目標値を記載し、併せて、それらの値の算出方法を具体的に記載してください。なお、算出方法については、別途、資料を提出することも可とします。
注3: 目標年度は事業実施年度の翌年度から5年以内で設定してください。(例:5年度に実施する事業実施計画では、10年度までの間で設定。)
注4: 事業実施計画書との整合を確認してください。